

県民の友

11月号
55年

発行/和歌山県 知事公室 広報公聴課 〒640 和歌山市小松原通1の1 0734(32)4111



きらめく海、山、川。
かよう心を大切に。
より住みよい郷土を
みんなの手で—。

正しい日本語が理解できるようにして、
県立ろう学校で数えているのは手話では
なく「口話法」ハッキリと口をあけて
話すと言葉を続々とれる。



障害者自身だけの問題であり、われわれには関係がないなり、
「障害者の幸せは、行政や
気軽に声をかけあおう！」

たとえば、ちょっと買い物に出る——この何でもないようなことが、手や足が不自由であったり、目や耳が不自由な人にとっては大仕事です。車イスでも通れる段差のない道路、点字板や盲人用信号機の設置など県や市町村では障害者の方々の対策をすすめているとはいうものの、まだ十分とはいえない。

そして、障害者の生きがいにつながる働く場所の確保など積極的な社会参加の面には、民間の協力も得ながら行政面で一層力を入れる必要があり

今、県内には身体障害者が約三万人、精神薄弱者が二千人います（いずれも障害者手帳・療育手帳交付数）。

手を組み合っているが、これは手話では「友達」という意味になる。中出美香ちゃん（写真左）と清水みゆきちゃんは耳が不自由。なかよしの二人は、音が聞こえないというハンディーに負けず、明るく元気にろう学校に通学している。今、小学部の六年生。

来年（昭和56年）は 「国際障害者年」

「完全参加」と 「平等」がテーマ

国際連合は一九七六年（昭和五十一年）の第31回総会で、その五年後の一九八一年（昭和五十六年）を「国際障害者年」とすることを全会一致で決議しました。

そして、この国際障害者年のテーマを「完全参加と平等」とし、あわせて同年の目的を次とおり掲げています。

- ① 障害者の社会への身体的および精神的適合を援助すること
- ② 障害者に対して適切な援助を行い、適当な雇用の機会を与える、また障害者の社会における十分な統合をすすめる。

右のようなテーマと目的を各國で実現することにより、地球上四億五千万人の心身に障害のある人々はもちろん、全人類の幸福を考えていこうというのが「国際障害者年」のねらいです。

- ③ 障害者が日常生活する公共建築物や交通機関などを利用しやすくする調査研究を奨励すること
- ④ 障害者が経済、社会および政治活動の多方面に参加し、そして貢献する権利をもつてることを一般の人々に周知すること
- ⑤ 障害の発生予防およびハビリテーションのための効果的施策を推進すること

国際障害者年の 「シンボルマーク」



二人の人間が手をとりあい、平等の立場から互いに支えあっている姿を表わすとともに、「平等」「希望」「支援」の意味をこめている。周囲の葉は、国連の紋章の一部を示すものである。

11月15日は「愛の日」

ほんのちょっとした善意が、ほのぼのとした心のつながりを広げます。今、求められているのは、思いやり、心の温かさ。

「愛の日」の中央行事

- 11月12日（水）～15日（土） 「愛の日キャラバント隊」が県下を巡回
 - 11月15日（土）10時～12時 第11回ボランティア大会を和歌山市内で開催
 - 11月15日（土）13時30分～15時 「愛の日市中パレード」和歌山市で
 - 11月19日（水）13時～16時 第8回「福祉従事者を励ますつどい」を県民文化会館で
 - *11月23日（祝） 「チャリティー茶会」開催（和歌山市民会館および県民文化会館）
 - 12月6日（土） 愛のバザーを県民文化会館で
- ここにあげたのは、11月15日以降の行事を掲載したもの。各市町村で行う行事にもご参加、ご協力ください。

※は協力行事

九月定期県議会は九月二十四日から十月九日まで十六日間にわたり開かれました。

当局提案の九月補正予算案をはじめ、トルコ風呂の新設をさらに規制強化する条例、白浜有料道路の料金変更など二十八議案を原案どおり可決。「同対法の付帯決議の即時実現と法の再延長」、「イラク、イラン戦争の終結とアラブ諸国の友好増進」などに関する意見書案三件を採択し、また、任期満了に伴う監査委員、土地利用審査会委員、教育委員、公安委員十一人の選任および任命についても原案どおり同意可決されました。

一般質問では十三人の議員が質問に立ち、大詰めに迫つてある医大の現地再開発問題や空港、原発、低迷する県経済の浮揚策などを中心に活発な質疑が交わされました。主な論議は次のとおりです。

医 大 問 題

○医大の再建整備はどうなつてゐるのか。

▽前の議会の医大再開発特別委員会の中間報告の趣旨に沿い緊急性のある現附属病院の現地改築に早急に着手し、医育機関としての大学の将来構想についても併せて調査研究を進めたいと考えている。

○三億円の繰越予算の執行はできるのか。

▽繰越予算の執行に當たつては、全体の工程に従つて仮病棟の基本設計、実施設計など本年度内執行を予定している部分から順次執行してまいりたい考へである。

○県立医科大学を和大の医学部とする知事の見解を。

▽医大の国立移管の問題と思われるが、これには厳しい財政事情の中で県民の医療福祉を考えている。

○医大の再建整備と和大移転跡地の確保について、どう考えているのか。

▽和大の跡地は、市内に残された数少ない公共用地であり、その利用については深い関心

をもつてゐる。

○医大のあるべき姿を踏まえ統合移転の具体的方向を早急に明らかにして病院改築に取り組むべきでないか。

▽医大の再開発と統合移転の問題については、医大は本来交通便利な環境に恵まれた広い土地があり、同一キャンパスすべての施設がまとまつた形となることは理想の姿である。そのことは、医大問題に明確に取り組みたい。このため、企業立地上の悪条件を克服しながら、工場用地の先行造成など新規企業の立地導入は、若者が定住する魅力ある県づくりのため、企業誘致に積極的に取り組みたい。このため、企業立地上の悪条件を克服しながら、工場用地の先行造成など新規企業の立地導入は、若者が定住する魅力ある県

づくりのため、企業誘致に積極的に取り組みたい。このため、企業立地上の悪条件を克服しながら、工場用地の先行造成など新規企業の立地導入は、若者が定住する魅力ある県

9月補正予算 県議会だより

52億3,600余万円を可決

医大の再開発問題など論議

一般会計

会計

なくそつ差別みんな一つの輪になって

「県民みんなの同和運動」に参加を！

11月は同和運動推進月間です



和歌山県同和委員会

すべての人間は、自由に、平等に幸せに生きたいと願っています。この願いを、侵すことのできない永久の権利（基本的人権）として日本国憲法はすべての国民に保障しています。しかし、関係地区の人びとには職業選択の自由、教育の機会均等、居住および移転の自由、結婚の自由などの市民的権利が完全に保障されているとはいえません。したがって、この問題を放置しておくことは許されないことであり、一日も早く解決しなくてはなりません。

そのためには、同和問題を正しく理解して、心の中にある差別心や偏見をなくする教育・啓発活動が、系統的に、徹底的に行われることが大切です。

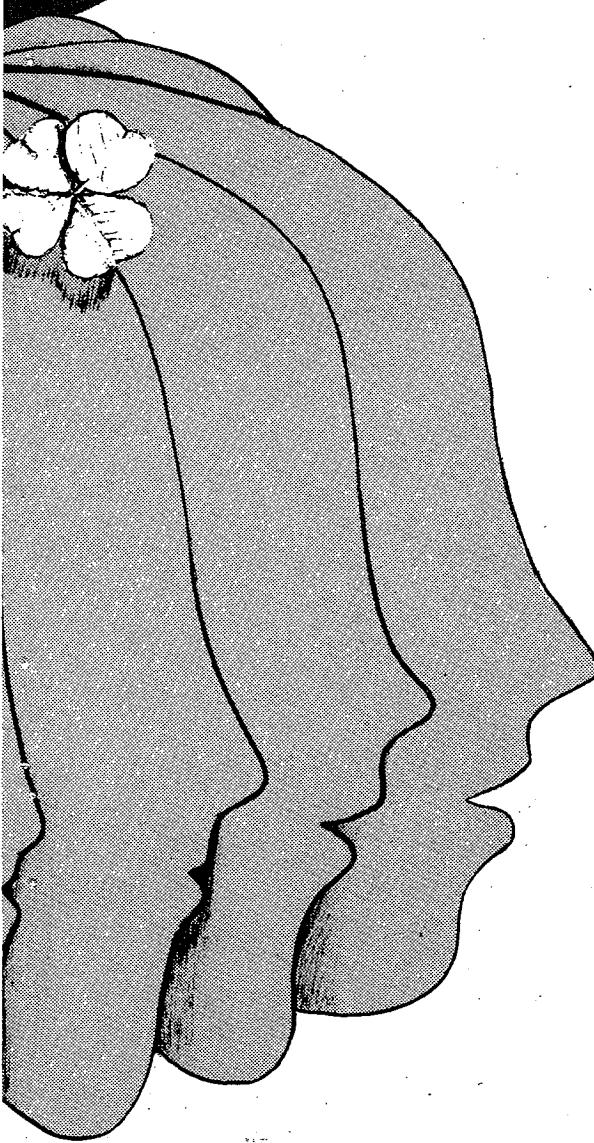
県や市町村の同和委員会では、その一つとして、毎年11月を同和運動推進月間と定め、県民総参加による「県民みんなの同和運動」を開催します。

この機会に、県や市町村が計画している、街頭での啓発、地区住民懇談会、講演会や研修会、同和運動啓発ポスター展の開催等の行事を実施していますので参加して下さい。

私たち県民一人ひとりが自らの生活をみつめ、地域社会をみつめ直し、みんなが、生まれてきてよかつたと言える社会の実現をめざしましょう。

えよう話し合おう

問題は
等についての
です



部落差別は、どのようにして
つくられたのでしょうか

桃山時代に、はじめて士農工商という身分制度がつくられたのですが、さらに豊臣秀吉は太閤検地を行つて農民を農地に釘づけにして年貢の取り立てを行う等、武士階級の支配体制を確立し、封建的身分階層構造を決定づけました。

このような過程を経て、徳川幕府に引き継がれたのですが、この士農工商の身分は、親子代々受けがれる世襲的なもので、身分を越えて職業を変えることや、結婚することなどは、許されないなどさまざまな制約が加えられていました。

一方、幕府や藩は、農民が災害等によつて農作物が収穫できず、餓死者が出るという状況をも省みず、厳しい年貢の取り立てを行つたため、農民の不満が「百姓一揆」となつてあらわれてきたことは、歴史的にも明らかであります。このような状況を背景に、不平不満をおさえるために、「自分より下に、まだ身分のずっと低い者がある。それに比べるとましだ」「下を見て暮らせ」を政治的な意図として、賤民の身分が設けられたのです。

以上のとおり、江戸時代の内乱防止のために、農民や町人の不公平不満を押えるための最も低い身分として、賤民が位置

づけられたのです。このような身分制度といふものが部落差別の要因となつてゐるのです。

徳川幕府の政治の都合で、政治家の手でつくられた賤民として組み入れられた人々は、くられた賤民として組み入れられた人々は、

は太閤検地を行つて農民を農地に釘づけにして年貢の取り立てを行う等、武士階級の支配体制を確立し、封建的身分階層構造を決定づけました。

このようにして、貧しい生活をしていた人々は、なかにはそれ以前の戦いで敗れた人達や、田畠や家を売り、村を離れて隠れ住んでいる人々もいたのです。

これらの人達は、当然藩の財政收入である年貢や運上金（町人の税金）が納入できなかつたために賤民の身分に組み入れられたのです。

このような理由から賤民とされた人々の生活環境は、その人々が自ら選んだものではなく、身分・職業・地域の三者をひきつくるため、徳川幕藩体制が展開した人民分断政策の一つといわれる地域的隔離政策によって決定され、第一に部落を「町外の町」「村外の村」として隔離し、他の身分のものとの接触、交流を最小限にすること。第二に死牛馬の処理や警護等に賤民の労働力を利用しやすい位置に部落を配置すること。第三に部落を一般の土地利用に適さないところに押しこめることでありました。

このことが、今日の部落の生活環境に大きな影響を与えていることがわかりります。

（4）明治四年に、前述の「四民平等」の行政に対して、先覚者の建議により政府は、太政官布告第61号（いわゆる「解放令」）を出し、「賤称を廃す」という措置がなされ、封建的身分制度が打破され、形式的には身分・職業ともに平等になつたにもかかわらず、明治五年に戸籍法が制定され、その戸籍簿になくなつたはずの旧身分が記載されたために、その後も結婚や就職に際して実質的に差別の要因を残すこととなつたのです。

（5）わが国は、経済基盤の立ち遅れおよび社会資源の不足等の不利な条件で先進諸国と競争して国益を守つていかねばならない状態におかれていたため、低賃金で生産性を高めていく必要がありました。そのため、農山漁村

古い政治体制の改革が必要となつて、遂に江戸幕府が崩壊し、明治維新を迎えたのです。

しかし、幕藩体制に代つてできた明治政府も、この部落問題については大きな間違いと対する予断と偏見を拡大してきたのです。

（1）明治二年に「四民平等」の制度がしかれたのですが、この四民とは、士農工商を指すのであって、賤民とされていた人々は

その対象からはずされており、このことが行政の上で差別を残していくことになるのです。

（2）「四民平等」の制度では、従来の士農工商の人達に対して、それぞれ実質的な特例措置が構じられたのですが、賤民と呼ばれる人々には、何の措置もとられなかつたのです。

（3）明治四年に、前述の「四民平等」の行政に対して、先覚者の建議により政府は、太政官布告第61号（いわゆる「解放令」）を出し、「賤称を廃す」という措置がなされ、封建的身分制度が打破され、形式的には身分・職業ともに平等になつたにもかかわらず、明治五年に戸籍法が制定され、その戸籍簿になくなつたはずの旧身分が記載されたために、その後も結婚や就職に際して実質的に差別の要因を残すこととなつたのです。

（4）明治の変革は、外からの要因で開国し、文明開化の合言葉のもとにあわただしく变革されはしましたが、国民の社会意識は低く、層の差別が強められ、新たな心理的差別が深められました。

（5）明治の変革は、外からの要因で開国し、文明開化の合言葉のもとにあわただしく变革されはしましたが、国民の社会意識は低く、層の差別が強められ、新たな心理的差別が深められました。

（6）同和地区の人達は、前述のとおり、生活の道は絶たれ、低位な実態がより深められ、差別と貧困の一重の責苦を背負わされている上に、兵役と納税の義務を果たさなければならぬという生活苦を強いられてきました。

（7）明治の変革は、外からの要因で開国し、文明開化の合言葉のもとにあわただしく变革されはしましたが、国民の社会意識は低く、層の差別が強められ、新たな心理的差別が深められました。

（8）明治の変革は、外からの要因で開国し、文明開化の合言葉のもとにあわただしく变革されはしましたが、国民の社会意識は低く、層の差別が強められ、新たな心理的差別が深められました。

（9）明治の変革は、外からの要因で開国し、文明開化の合言葉のもとにあわただしく变革されはしましたが、国民の社会意識は低く、層の差別が強められ、新たな心理的差別が深められました。

（10）明治の変革は、外からの要因で開国し、文明開化の合言葉のもとにあわただしく变革されはしましたが、国民の社会意識は低く、層の差別が強められ、新たな心理的差別が深められました。

（11）明治の変革は、外からの要因で開国し、文明開化の合言葉のもとにあわただしく变革されはしましたが、国民の社会意識は低く、層の差別が強められ、新たな心理的差別が深められました。

（12）明治の変革は、外からの要因で開国し、文明開化の合言葉のもとにあわただしく变革されはしましたが、国民の社会意識は低く、層の差別が強められ、新たな心理的差別が深められました。

（13）明治の変革は、外からの要因で開国し、文明開化の合言葉のもとにあわただしく变革されはしましたが、国民の社会意識は低く、層の差別が強められ、新たな心理的差別が深められました。

（14）明治の変革は、外からの要因で開国し、文明開化の合言葉のもとにあわただしく变革されはしましたが、国民の社会意識は低く、層の差別が強められ、新たな心理的差別が深められました。

（15）明治の変革は、外からの要因で開国し、文明開化の合言葉のもとにあわただしく变革されはしましたが、国民の社会意識は低く、層の差別が強められ、新たな心理的差別が深められました。

（16）明治の変革は、外からの要因で開国し、文明開化の合言葉のもとにあわただしく变革されはしましたが、国民の社会意識は低く、層の差別が強められ、新たな心理的差別が深められました。

（17）明治の変革は、外からの要因で開国し、文明開化の合言葉のもとにあわただしく变革されはしましたが、国民の社会意識は低く、層の差別が強められ、新たな心理的差別が深められました。

（18）明治の変革は、外からの要因で開国し、文明開化の合言葉のもとにあわただしく变革されはしましたが、国民の社会意識は低く、層の差別が強められ、新たな心理的差別が深められました。

（19）明治の変革は、外からの要因で開国し、文明開化の合言葉のもとにあわただしく变革されはしましたが、国民の社会意識は低く、層の差別が強められ、新たな心理的差別が深められました。

（20）明治の変革は、外からの要因で開国し、文明開化の合言葉のもとにあわただしく变革されはしましたが、国民の社会意識は低く、層の差別が強められ、新たな心理的差別が深められました。

では、地主等の下に、貧しい庶民を温存し、安い賃金で働かす仕組みになつてきました。このことが、さらに都市労働者を低賃金にとどめる要因にもなつてゐたのです。低賃金の悪い条件をさらに支えてきたものは、半失業的な状態におかれている同和地区の存在であり、低賃金に対する労働者の不満を「失業している同和地区の人達よりましだ」ということになりました。

ここに、國や地方公共団体の同和問題に対する基本姿勢が問われるゆえんがあり、部落差別がこうして人間の手によって政治的に扱はれてきたものである以上、政治的に解決されなければならぬ課題であるわけです。

昭和40年に出された同和対策審議会答申に述べましたように、徳川幕府のもとで政治的につくられた身分制度によって、最も厳しく人権侵害を受けってきた同和地区の人達が、日本が近代化への道を歩みだした明治維新においても何の適切な行政措置も講じられることなく放置されてきました。

ここに、國や地方公共団体の同和問題に対する基本姿勢が問われるゆえんがあり、部落差別がこうして人間の手によって政治的に扱はれてきたものである以上、政治的に解決されなければならぬ課題であるわけです。

昭和40年に出された同和対策審議会答申に述べましたように、徳川幕府のもとで政治的につくられた身分制度によって、最も厳しく人権侵害を受けてきた同和地区の人達が、日本が近代化への道を歩みだした明治維新においても何の適切な行政措置も講じられることなく放置されてきました。

みんなで学ぼう 考

同和居

人間の自由と平

問題

いわゆる「逆差別」ということを聞くが
これはどういうことなのでしょうか

同和地区もしくは、その地区住民を対象として行う事業が、同和対策事業特別措置法の施行とともに、積極的に行われるにつれ、いわゆる一般側が除外され放置されているのではないか、これは行政差別であり、一般無視差別ではないか、これは逆差別ではないかと、いう誤った考え方があります。

このことは、同和問題の本質や同和地区の低位性の除去についての正しい理解と認識がなされていないために、とくに行政問題を内容としていわれるようになつたのですが、この考え方は「せん視またはせん望」的意識にもとづく差別であり、同和対策事業の遂行を

(二) イ ア クラス差別の原因と対策

ア 同和問題の本質並びに同和対策事業実施の意義が正しく理解されていないこと、同和対策事業の遂行がある一定のところに集中的に行われることに基づいて錯覚すること。

ア 同和対策事業の意義を正しく理解、認識すること

ア 同和地区の人々は、いわれなき差別により、社会的・経済的・文化的に低位な状態におかれ、生活環境等の安定向上が阻害されてしまいました。これらの関係地区を低位性から脱却せしめるために、経済力の培養、生活の安定、福祉の向上をはかるためのものであるという本質を、正しく認識しなければなりません。

阻害するものです。ここに、しつ視・せん望差別とは、同和地区において、各種の事業が行われていますが、その表面だけを眺めて、ねたんだり、うらやましがつたり（せん視、せん望）して、なぜ同和地区だけをよくするのか、これこそ差別ではないかと反感をもつことであって、同和ではない偏見からくる考え方であります。

(1) 家庭同和教育のための基礎

私たち家庭の中で、現実に同和問題に対し、どのような認識がもたれているのでした
うか。

子どもは、物を知るために「なぜ」「どうして」の探求から成長します。「子どもの知つたことじゃない」「忙しいから、また今度教える」となどと質問を無視したり、質問から逃避したりすると、子どもは深い不審感を抱きます。

ウ、潜在的に差別をもつてゐる人
エ、恐怖意識で口を閉ざして語らない人
オ、軽薄な考え方から、前後の見さかいもな
く差別を拡散する人
とりわけ「寝た子を起こさなくともいいで
はないか」という考えの人が、今でも相当肆
っています。

例えば、今の社会には差別が漸次、減少し
つつある。特に、子どもは純真むくであつて
差別が何であるか知らないのだから、同和運
動だの、同和教育と騒ぎたてることは知らな
い者に教える結果になるから、喜ばしいこと

(2) 家庭同和教育の進め方

(ア) 純真性 でもかいつまでもそのまま成長し、過ご得るという錯覚による理論から来ているものであり、根本的に間違っているものであります。したがつて、ある一定の年齢に達した子どもに対しては、このような感情論を放棄して、科学的に系統的に同和問題の根本にふれられた教育をしなければなりません。 ところで家庭教育の上からみて、子どもの特性を考えてみますと、次の諸点が考えられます。

子どもは汚れない心と真実性をもつていています。しかし、この純真性が成長していくにつれて失われないという保障はどこにもあります。また、この純真性が同和教育の上では誤って「寝た子を起こすな」という主張になります。場合が往々にしてあります。「子どもは、純真むくである。同和教育などといって同和地区だの、差別だのということを教えると、純真さがそこなわれてしまう」という誤った意見も出でます。

(ウ) 幼い命が伸びていくのは模放することから始まります。父や母や、社会の人々を模放する訳ですから、特に、家庭の父や母が心の底深くにでも差別意識、被差別意識をもつていてたならば、それを感じとつて誤った道を歩くことになります。

これは、昭和五十四年度の大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、産業廃棄物を含めた公害防止の施策（第一章）、公害の現況（第二章）および今後の対策（第三章）等をまとめたもの。B5判、本文二六六ページ、巻末には一七五ページに及ぶ資料編があり、大気汚染や騒音などの環境基準、光化学スモッグ緊急時対策実施要領、昭和五十五年三月に県が策定した産業廃棄物処理計画、公害防止施設整備資金の融資制度、そして、公害関係用語の解説も掲載されています。

公害の苦情四九五件

軽にどうぞ

交通事故相談

【常設相談】月～土曜日

場所 交通事故相談所（県庁本館二階）、紀南駐在所（東牟婁総合庁舎一階）

【弁護士による相談】

11月15日(土)、12月6日(土)。午前10時～正午。場所は常設相談と同じ。

【巡回相談】

午前10時～午後4時（西牟婁

県事務所は午前11時から）

西牟婁県事務所 || 11月18、25

日、12月2、9日。

伊都県事務所 || 11月26日

日高県事務所 || 12月1日

有田県事務所 || 12月3日

串本町役場 || 12月10日

午後1、2、4、12月10日

行

午

後

1

2

3

4

人権、それは

人間らしく生きる権利

人 権 週 間

12月4日～

10日

○だれもが持つ人権

○相手の立場も理解しよう！

○部落差別など

○あらゆる差別をなくそう！

○婦人の地位向上を考えよう！

習も行っていますのでご利用ください。

また、内職向きの仕事のある事業所からのご一報をお待ちしています。（相談、技術講習とも無料）

【県婦人等就業援助センター】

二六四 和歌山市西汀丁一の二

県経済センター四階

☎ (0734) 33-11181

午前10時～午後4時（西牟婁

県事務所は午前11時から）

西牟婁県事務所 || 11月18、25

日、12月2、9日。

伊都県事務所 || 11月26日

日高県事務所 || 12月1日

有田県事務所 || 12月3日

串本町役場 || 12月10日

午後1、2、4、12月10日

行

午

後

1

2

3

4

人権、それは

人間らしく生きる権利

習も行っていますのでご利用ください。

また、内職向きの仕事のある事業所からのご一報をお待ちしています。（相談、技術講習とも無料）

【県婦人等就業援助センター】

二六四 和歌山市西汀丁一の二

県経済センター四階

☎ (0734) 33-11181

新宮市新宮
丸山団地（第一種）
敷地面積二十九戸 特定二戸
面積三万五百円
八畳・六畳・洋間（約
所兼食室、便所、浴室
かま無し）
配布 11月10日～12月
新宮市役所 東平婁
役場 県庁正面玄関
説、各土木事務所 和
12月9日、10日の二
昌市役所で
は申込用紙配布先で。
自然保護など愛林思想
強調したもの
版（児童、生徒を除く）
には五色以内 ②写真
③創作に限る
ストポートB3、たて
に住所、氏名（フリガナ）
、職業を明記のこと。
月31日（必着）
京都府千代田区平河町
防護会館内 國土綠化
は県庁林政課へ

